



発行 東京都

目次

告示

○東京都統計調査条例による統計調査の名称等………

……………（総務局統計部社会統計課）…一

規程（水）

○東京都水道局公印規程の一部を改正する規程……………八

○東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程……………八

公告

○争議行為の予告……………

……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…二

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………
……………（東京都収用委員会）…二

告示

●東京都告示第四百八十七号

東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

東京都知事 舛添 要一

一 統計調査の名称

東京都生計分析調査（都指定統計調査第二号）

二 目的

東京都民の生計の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

三 調査事項

- (一) 毎月の収入及び支出に関する事項
- (二) 年間収入に関する事項
- (三) 世帯の構成員及び住居に関する事項
- (四) (一)から(三)までに掲げる事項のほか、生計に関する事項

四 対象の範囲

東京都の区域内に居住する世帯のうち、知事が選定した世帯

五 実施方法

統計調査員が調査票を調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

六 調査時期

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

七 調査票

第一号様式から第三号様式までのとおり

第1号様式



都指定統計調査第2号



生計分析調査



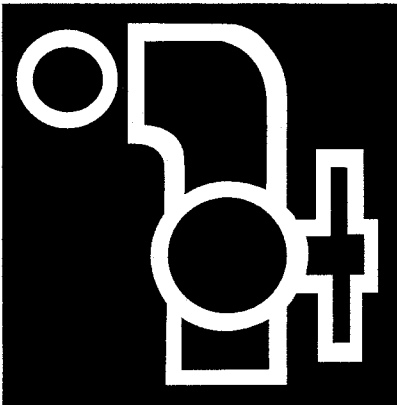
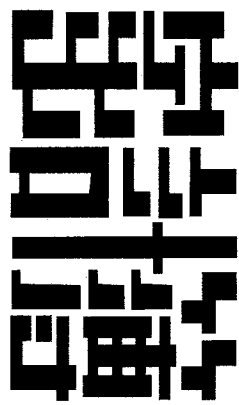
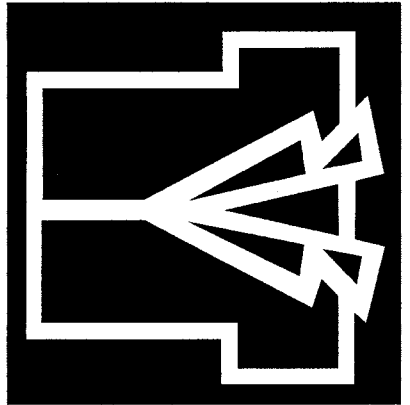
年 月 1 期分
(1日から15日まで)

1 勤 勞 2 勤勞以外 3 無 職

区市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か月目 人 人



口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分	金額(円)	備考
1 電気料金 () 月分)			
2 深夜電力料金 () 月分)			
3 都市ガス料金 () 月分)			
4 プロパンガス料金 () 月分)			
5 水道料金 () 月～ 月分)			
6 NHK放送受信料金 () 月～ 月分)			
7 ケーブルテレビ受信料 () 月分) <small>ケーブルは接続料(含む、含まない)</small>			
8 インターネット接続料 () 月分)			
9 固定電話通話料 () 月分)			
10 移動電話通話料 () 月分)			
11 新聞代・その他 () 月分) <small>一連的な商業新聞(漢字・地方・スポーツ紙を含む)・その他</small>			
12 住宅ローンの返済 () 月分)			
13 家賃(公営・民営・給与・他) () 月分)			
14 共益費又は管理費 () 月分)			
15 月極駐車場料金 () 月分)			
16 学校給食費() () 月分)			
17 学校授業料() () 月分)			
18 PTA会費・教材費() () 月分)			
19 国民年金掛金() () 月分)			
20 保険料(積立・掛捨て) () 月分)			
21 保険料(積立・掛捨て) () 月分)			
22 保険料(積立・掛捨て) () 月分)			
23			
24			
25			
26			
合 計			

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分	金額(円)	備考
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
合 計			

日付
年 月 日

1 現金収入又は現金支出		前期からの繰越金 (円)	前期からの繰越金 (円)
現金収入又は現金支出		(手控現金)	
1	収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合 計		本日の現金残高	

2 カード購入、月賦購入、掛買い又は現物 (もらい物、自家産物)

●品物を入手した際必ず記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	1	2	3	4	5	金額 左で1又は2を選択...金額 左で3~5を選択...見積金額(円)
	一括支払 又は	分割 支払 又は	現金 又は 物	現金 又は 物	現金 又は 物	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 []

日付
日

1 現金収入又は現金支出

収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
合計	本日	本日

2 カード購入、月賦購入、掛買い又は現物(もらひ物、自家産物)

●品物を入手した額を記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	金額				
	1 一括購入	2 分割購入	3 もらひ物	4 自家産物	5 労務提供
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

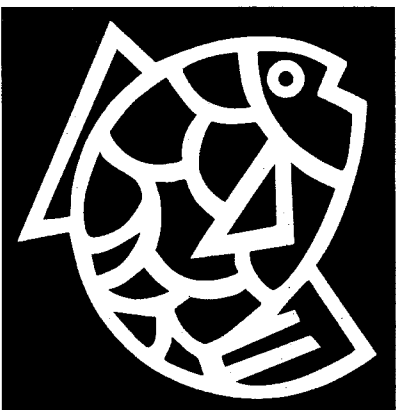
備考 {



都指定統計調査第2号



生計分析調査



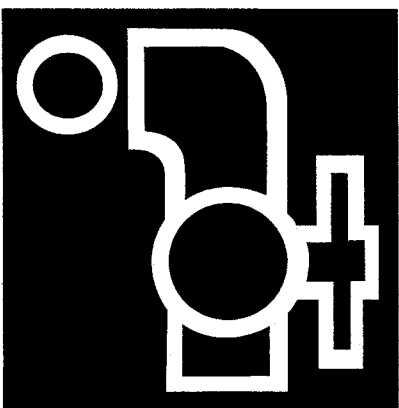
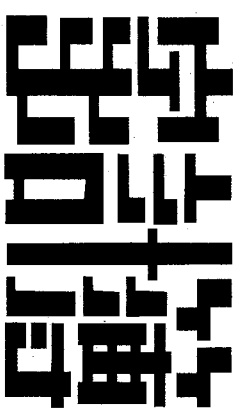
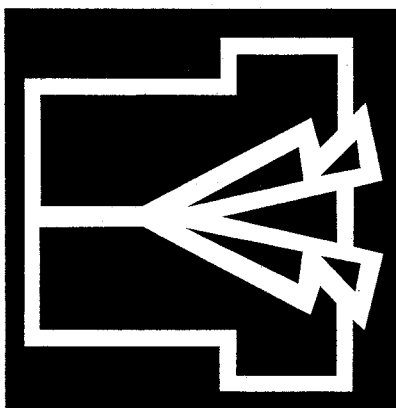
年 月 2 期分 (16日から末日まで)

1 勤 2 勤外 3 無職

区市町村番号 単位区分号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か月日 人 人



口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
1 電気料金 () (月分)		
2 深夜電力料金 () (月分)		
3 都市ガス料金 () (月分)		
4 プロパンガス料金 () (月分)		
5 水道料金 () (月分)		
6 NHK放送受信料金 () (月分)		
7 ケーブルテレビ受信料 () (月分)		
8 インターネット接続料 () (月分)		
9 固定電話通信料 () (月分)		
10 移動電話通信料 () (月分)		
11 新聞代・その他 () (月分)		
12 住宅ローンの返済 () (月分)		
13 家賃(公営・民営・給与・地) () (月分)		
14 共益費又は管理費 () (月分)		
15 月極駐車場料金 () (月分)		
16 学校給食費 () (月分)		
17 学校授業料 () (月分)		
18 PTA会費・教材費 () (月分)		
19 国民年金掛金 () (月分)		
20 保険料(積立・掛捨て) () (月分)		
21 保険料(積立・掛捨て) () (月分)		
22 保険料(積立・掛捨て) () (月分)		
23		
24		
25		
26		
合計		

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
合計		

日付
日

1 現金収入又は現金支出		前期からの繰越金 (円) (手持ち現金)	現金収入 (円)	現金支出 (円)
1	収入の品名及び用途			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
合計				
		本日の現金残高		

2 カード購入、月賦購入、掛買い又は現物 (もらい物、自家産物)

●品物を入手した順に記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	金額				
	1 一括購入	2 分割払い	3 おまとめ払い	4 おまとめ払い	5 おまとめ払い
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

左で1又は2を選択...金額
左で3~5を選択...現物金額(円)

備考 []

日付
日

1 現金収入又は現金支出		現金収入 (円)	現金支出 (円)
1	収入の品名及び用途		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			
		本日の現金残高	

2 カード購入、月賦購入、掛買い又は現物 (もらい物、自家産物)

●品物を入手した順に記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	金額				
	1 一括購入	2 分割払い	3 おまとめ払い	4 おまとめ払い	5 おまとめ払い
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

左で1又は2を選択...金額
左で3~5を選択...現物金額(円)

備考 []

第2号様式

秘

都指定統計調査第2号

東京都生計分析調査

年間収入調査票

東京都

この調査にお答えいただいた内容は、統計以外の目的、例えば税金の徴収などに使用することはありません。

おねがい 家計簿により月々の家計収支を御報告いただいておりますが、各御家庭での生活設計や消費の実際が、ほぼ1年間を単位として行われているのが実情ですので、1年間の収入と月々の家計との関係を明らかにすることが是非とも必要となります。このため、年間収入の調査を行うことになりましたので、御協力をお願いいたします。なお、この調査票を2期の家計簿と一緒に調査員にお渡しください。

問 お宅の過去1年間のいっさいの収入(勤め先の収入・事業収益・内職収入・財産収入など)は、合計して(税込外)いただきたいのくらしになりますか。世帯主の欄に記入してください。なお、世帯主の分か家族の分はつきりしないものは、世帯主の欄に記入してください。

Table for income reporting with columns for (1) 勤め先年間収入, (2) 営業年間収益, (3) 内職年間収入, (4) その他の年間収入, and sub-columns for 世帯主 and 家族.

東京都記入欄

- 勤め先年間収入
○ 定額収入とは.....毎月支給される本給、出来高歩合金、扶養手当などの諸手当の総額をいいます。賞与・その他の臨時収入とは.....毎月支給される給料以外で、夏期、年末、年度末などに特別に支給されるもの及びその月に限って支給される手当などをいいます。
○ 営業年間収益とは.....売上高から、仕入高、原材料費、人件費、消耗品費、事業税、固定資産税などの経費を差し引いた純益をいいます。
○ 内職年間収入とは.....内職収入から、それに要した材料費などを差し引いた純益をいいます。
○ その他の年間収入とは.....株式配当金、預金利子、恩給、年金、家賃収入などをいいます。
○ 退職金や土地・家屋などの財産売却によって得た収入は、上記のいずれにも含まれません。

Table for administrative information including 区市町村番号及び単位区符号, 調査世帯番号, and 記入開始の月.

第3号様式

秘 東京都生計分析調査 世帯票 東京都 都指定統計調査第2号

Header section of the household survey form with fields for 区市町村番号, 調査世帯番号, 世帯員数, 住所, 電話番号, 記入開始, 記入終了.

Main table for household members with columns for (1) 氏名及び世帯主との続柄, (2) 性別, (3) 年齢, (4) 就業状況, (5) 本業の勤め先又は自営事業, (6) 事業内容, (7) 本人のしている仕事の内容, (8) 雇用者数又は使用人数, (9) 給与支給予定日, (10) 産業, (11) 職業, (12) 副業の勤め先又は事業の内容, (13) 在学者の学校の種別, (14) 各種学校, (15) 修業学校, (16) 専修学校, (17) 各種学校, (18) 専修学校, (19) 各種学校, (20) 修業学校, (21) 専修学校.

Additional information section including (17) 住居の所有関係, (18) 家賃・地代, (19) 無職世帯の主な収入源, (20) 家族で同居していない者の数, (21) 職能形態, and fields for 世帯人員, 就業人員, 調査世帯番号, 世帯主氏名, 記入終了日, 月, 日.

報償品送付先名簿記載

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程(昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第五号様式」を「別記第五号様式」に、「印影印刷文書・電子印影事故届」を「印影印刷文書・事前押印文書・電子印影事故届」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(公印の事前押印)

第十四条の二 定例的かつ定型的な文書等で、総務部長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認められたものについては、第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の照合を行う前に当該文書等に公印を押印すること(以下「事前押印」という。)ができる。

2 各部長は、事前押印を求めようとするときは、あらかじめ総務部長の承認を得なければならない。

3 各部長は、常に事前押印をした文書等の使用状況を明らかにし、総務部長から調査の申入れがあつたときは、それに応じなければならない。

4 各部長は、事前押印をした文書等が、書き損じ、汚損、破損、様式の変更、人事異動等の理由により使用できなくなつたときは、事前押印をした文書等を速やかに総務

部長に回付しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定による回付を受けたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。

6 各部長は、事前押印した文書に盗難、紛失、不正使用等があつたときは、直ちに必要な処置をとり、かつ、別記第五号様式による印影印刷文書・事前押印文書・電子印影事故届により総務部長に届け出なければならない。

第十五条第三項中「第五号様式」を「別記第五号様式」に、「印影印刷文書・電子印影事故届」を「印影印刷文書・事前押印文書・電子印影事故届」に改める。

別表第一 一の項中「文書係長」を「課長代理(文書担当)」に改め、同表五の項中「庶務係長」を「課長代理(庶務係長)」に改め、同表七の項及び九の項中「庶務担当係長」を「庶務担当課長代理」に改め、同表十の二の項中「文書係長」を「課長代理(文書担当)」に改め、同表十一の項中「庶務担当係長」を「庶務担当課長代理」に改め、同表十三の項中「管理係長」を「課長代理(管理担当)」に改め、同表十四の項中「文書係長」を「課長代理(文書担当)」に改め、同表十五の項中「管理係長」を「課長代理(管理係長)」に、「出納係長」を「課長代理(出納係長)」に改め、同表十六の項中「文書係長」を「課長代理(文書担当)」に改め、同表十八の項中「出納事務担当係長」を「課長代理(出納事務担当)」に改め、同表十九の項中「契約調整係長」を「課長代理(契約調整係長)」に改め、同表二十の項中「営業第二係長」を「課長代理(営業第二係長)」に改め、同表第二十一の項中「庶務第二係長」を「課長代理(庶務第二係長)」に改

める。

別記第五号様式中「第14条、第15条関係」を「第14条、第14条の2、第15条関係」に、「印影印刷文書・電子印影事故届」を「印影印刷文書・事前押印文書・電子印影事故届」に、「印影印刷文書・電子印影」を「印影印刷文書・事前押印文書・電子印影」に改める。

1 事故のあつた印影印刷文書名 を 1 事故のあつた文書名・電子印影 に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程(昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 火災及び盗難の予防並びに衛生に関すること。

五 入居者の共同生活に必要な連絡に関すること。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次

に次の一号を加える。

二 一般住宅 同居する親族又は婚姻の予約者（以下「同居者」という。ただし、婚姻の予約者については、次条による入居の申請をした日から三月以内に婚姻の届出をすることができるものに限る。）を有する職員であつて、地震、災害等の非常事態が発生した場合、円滑に災害対策業務を遂行するために入居の必要があると認められるもの

第六条第三号を次のように改める。

三 独身寮 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者、人事交流等により引き続き職員となつた者又は特に局長が定める者を除く。以下「新規採用職員」という。）であつて、かつ、地震、災害等の非常事態が発生した場合、円滑に災害対策業務を遂行するために入居の必要があると認められる者のうち入居の申請時の在職期間が三年未満の者であつて、同居者が不在のもの

第六条第四号及び第五号を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「前条第三号から第五号までの規定」を「前条各号に規定する入居資格」に改め、同項を同条とする。

第八条中「第一項の規定による報告又は同条第二項」及び「、その職員の住宅事情」を削る。

第九条中「第六条第二号」を「第六条第一号」に改める。

第十八条第二号ただし書を削る。

第十九条第一項ただし書中「第六条第四号」を「第六条

第三号」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第六条第一号に該当するもの 入居した日から十二年
二 第六条第二号に該当するもの 入居した日から九年
三 第六条第三号に該当するもの 入居した日から六年
第十九条第二項ただし書中「第六条第二号」を「第六条第一号」に改め、「であつて局長が別に定める基準に該当するもの」を削る。

第二十条第一項第二号中「第十九条第一項ただし書、第二号及び第三号」を「第十九条第一項ただし書、第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「第六条第二号から第五号まで」を「第六条各号」に改める。

第二十四条第二項中「千五百三十円」を「千三百三十円」に改める。

第二十五条中「建物の経過年数一年につき基準使用料の額の四十七分の一の額を基準使用料の額から減額する。ただし、その額は、基準使用料の額の百分の五十を超えないものとする」を「別表の上欄に掲げる職員住宅が存する地域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める割合による額を基準使用料の額から減額する」に改める。

第二十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十条第一項中「及び第二号」を削り、同条第二項中「ときは、」の下に「別に定めるところにより」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に

第一号として次の一号を加える。

一 第五条に定める管理人を選任したとき。

附則の次に次の別表を加える。
別表（第二十五条関係）

地域	調整の割合
東京都二十三区、武蔵野市及び三鷹市（一部地域を除く。）	十
東京都内のその他地域	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の三十九

別記様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

職員住宅入居申請書

所属課名	電話	職名	職務内容
氏名	年月日採用	年月日生	満歳
在職年月			
住所	職員番号	希望職員住宅	
	電話	()	
同居する親族			
続柄	氏名	生年月日	第一希望
			第二希望
			第三希望

職員住宅への入居を希望するので、申請します。
入居決定時には、上記記載の者が同居することを併せて御承認願います。

水道局長 殿

年 月 日 氏名 氏名 ④

上記記載事項に相違ないことを証明します。

(所属長) 氏名 ④

(日本工業規格A列4番)

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)(第二十四条第二項の規定にかかわらず、平成二十七年から平成二十九年度までの間、職員住宅の使用料の額(減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。))については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 災害対策住宅及び一般住宅

ア 平成二十七年 改正後の規程第二十四条から第三十一条までの規定により算出して得た額(以下「算出額」という。減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。))とこの規程の施行日の前日における当該職員住宅の使用料の額(以下「改定前の額」という。)(の差額を五で除して得た額(百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てらる。))を改定前の額に加えた額

イ 平成二十八年度 算出額と改定前の額の差額を五で除した後、三を乗じて得た額を改定前の額に加えた額

ウ 平成二十九年度 算出額

二 独身寮

ア 平成二十七年 算出額と改定前の額の差額を二で除して得た額(百円未満の端数がある場合は、こ

れを切り捨てる。)を改定前の額に加えた額

イ 平成二十八年度 算出額

3 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第六条各号に規定する職員住宅に入居している者の入居期間については、改正後の規程第十九条第一項各号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

4 施行日の前日において、現に改正前の規程第六条第一号及び第三号に規定する職員住宅に入居している者は施行日以後改正後の規程第六条第二号に規定する職員住宅に入居している者とみなし、施行日の前日において、現に改正前の規程第六条第四号に規定する職員住宅に入居している者は施行日以後改正後の規程第六条第三号に規定する職員住宅に入居している者とみなす。

5 この規程の施行の際、改正前の規程別記様式第三号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

争議行為の予告について

白井運輸株式会社代表取締役白井護から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月十一日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合白井支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月二十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

白井運輸株式会社 足立区鹿浜三丁目二十八番七号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年3月24日

東京都収用委員会

会長 内 山 忠 明

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

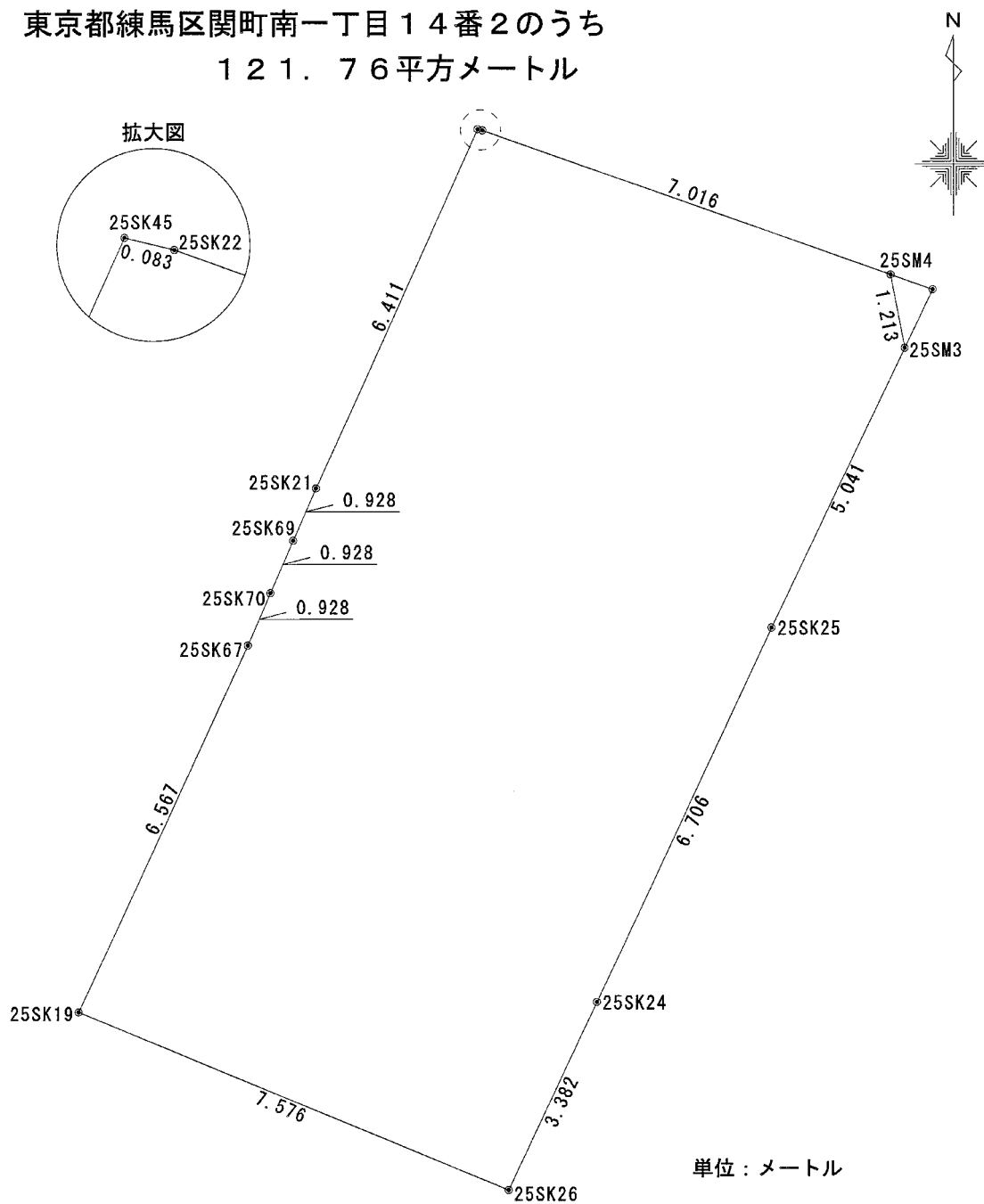
6 裁決手続開始決定年月日 平成27年3月12日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都練馬区 関町南一丁目	14番2	宅地	117.71 ㎡	122.13 ㎡	121.76 ㎡	田中 淑子 (持分24分の7)	東京都立川市富士見町六丁目 29番408号				別図の とおり
	14番41	宅地	12.72	12.79	12.79	安藤 正邦 (持分24分の7)	栃木県大田原市末広三丁目 2863番地				
	14番48	宅地	4.22	4.26	4.26	杉山 邦子 (持分24分の7) 平野 茂樹 (持分8分の1)	東京都西東京市泉町一丁目4 番6号 東京都大田区萩中一丁目2番 15-313号				

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都練馬区関町南一丁目14番2のうち
 121.76平方メートル



測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
25SK19	-30868.588	-21790.732	193218.420644
25SK26	-30871.490	-21783.733	-3616.099678
25SK24	-30868.422	-21782.309	-199438.821204
25SK25	-30862.334	-21779.495	-231755.606295
25SM3	-30857.781	-21777.329	-125088.977776
25SM4	-30856.590	-21777.559	-77136.113978
25SK22	-30854.239	-21784.170	-51650.267070
25SK45	-30854.219	-21784.251	126936.830577
25SK21	-30860.066	-21786.881	145950.315819
25SK69	-30860.918	-21787.249	37147.259545
25SK70	-30861.771	-21787.617	37147.886985
25SK67	-30862.623	-21787.985	148528.693745
		倍面積	243.521314
		面積	121.7606570
		地積	121.76 m ²

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。